

## 調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 2 月 24 日

鳥取県西部総合事務所長 荒田 すみ子

### 1 調達内容

#### (1) 業務の名称及び数量

令和 8 年度自然公園施設清掃業務 一式

#### (2) 業務の仕様

入札説明書による。

#### (3) 業務の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 1 月 15 日まで

#### (4) 入札方法

入札は、紙入札により行う。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とする（消費税不課税、非課税のものを除く。）。併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

#### (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

#### (2) 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下の全ての業種区分に登録されている者であること。

ア 建物等の保守管理の建築物内部清掃

イ 建物等の保守管理の建築物外部清掃

#### (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

#### (4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

#### (5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の 2 第 1 項の規定により、同項第 1 号又は第 8 号に掲げる事業について鳥取県知事の登録を受けている者であること。

#### (6) 平成 30 年 4 月 1 日以降に国又は地方公共団体の施設を管理する者が発注した延べ床面積が 100 平方メートル以上の建物の清掃業務を 9 月以上継続して履行した実績を有する者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県西部総合事務所環境建築局環境・循環推進課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒683-0054 鳥取県米子市鞆町 1 丁目 1 6 0

鳥取県西部総合事務所環境建築局環境・循環推進課

電話 0859-31-9628

電子メール [seibu-kankyo@pref.tottori.lg.jp](mailto:seibu-kankyo@pref.tottori.lg.jp)

#### (2) 入札説明書等の交付方法

令和8年2月24日（火）から同年3月4日（水）正午までの間にインターネットの鳥取県西部総合事務所環境建築局ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/seibu-kankyo/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年2月24日（火）から同年3月4日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ

（3）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（4）入札及び開札日時及び場所

ア 日時

令和8年3月17日（火）午前10時 即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月16日（月）午後5時までとする。

イ 場所

〒683-0054 鳥取県米子市鞆町1丁目160  
鳥取県西部総合事務所 1号館3階 第5会議室

5 入札参加者に要求される事項

（1）本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の（1）の場所に令和8年3月4日（水）正午までに郵便等又は持参の方法により提出しなければならない。

（2）入札書は、業務の名称、住所、商号又は名称、代表者職・氏名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札の場合は、「第1回」、「第2回」及び「第3回」と明記した封筒にそれぞれ密封して提出すること。

なお、第2回目以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数に記載されていない場合は、1案件に対し入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

（3）入札者は、（1）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

入札保証金は免除する。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（1）入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

（2）契約書作成の要否

要

（3）落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で最低価格をもって有効な入札を行った者（以下「最低価格者」とい

う。)を落札者とする。なお、最低価格者が二名以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 契約書の作成に当たり、入札説明書の別添「令和8年度自然公園施設清掃業務仕様書」（以下「仕様書」という。）中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除するときがある。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲内で用語を変更するときがある。

エ 鳥取県議会令和8年2月定例会において本件業務に係る予算（以下「予算」という。）が成立しなかった場合は、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が成立したときに落札決定を行うこととし、また、予算が成立しなかった場合は、落札決定を行わない。